

番 号 : 160190  
 国 名 : タンザニア  
 担当部署 : アフリカ部アフリカ第二課  
 案件名 : 民間セクター開発政策支援 (有償勘定技術支援)

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務 : 援助協調/政策支援 (民間セクター開発を含む)
- (2) 格 付 : 1号
- (3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間 : 2016年5月中旬から2017年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.70M/M、現地 5.00M/M、合計 5.70M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1次派遣期間 国内作業 第2次派遣期間 国内作業  
 5日 50日 2日 65日 2日  
 第3次派遣期間 整理期間  
 35日 5日

現地派遣は、ドナー会合や政府主催の定例・年次会合、ミッション派遣のタイミングにあわせ、2016年5月下旬～7月中旬、9月下旬～11月下旬、2017年1月下旬～3月上旬の3回を想定している。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月27日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
 郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 類似業務     | 援助協調、政策支援に関する各種業務 |
| 対象国/類似地域 | タンザニア/全途上国        |
| 語学の種類    | 英語                |

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 6. 業務の背景

近年、タンザニアは堅調な GDP 成長と安定的なインフレ率の維持を達成してきた。2001 年から 2014 年まで GDP 成長率は年率 6.0%~7.8% を記録し、その結果 2014 年の一人当たりの GNI は 930 ドルとなった。今後、更なる経済成長を達成するためには、社会・人的資本の開発を促進し、ガバナンス問題等の発展のボトルネックとなっている懸案事項の改善に取り組み、国内産業を育成していくことが望まれている。現在、第 2 次五カ年計画（Five Year Development Plan II: FYDP II）（2016 年 7 月~2021 年 6 月が対象期間）が策定される途上にあり、タンザニアの国情に合わせた産業育成や社会開発が模索されている。

GDP 成長は堅調であったものの、民間セクターが雇用拡大と経済成長のための力強い原動力となっているとは言い難い。世界銀行によると、タンザニアにおける 2000 年代の GDP 成長の多くは拡大する消費によりもたらされたものであり、民間投資は鉱物資源等の採取産業や金融業、通信など限られた分野に集中し、製造業や農業など建設業以外の労働集約的な雇用拡大につながる産業では全産業平均を下回る成長となった。また、タンザニアでは様々な許認可手続・規制によりビジネスを行うためのコストが高く、起業や直接投資を阻害している。タンザニアは世界銀行の Doing Business Ranking において 189 カ国中 131 位、世界経済フォーラムの Global Competitiveness Index Ranking において 148 カ国中 125 位であり、複雑な事業の許認可申請や土地取得に関する手続きなど、ビジネス環境が十分に整備されているとは言い難い。中長期的に安定的な経済成長を続けるためには、雇用の拡大を伴う民間セクターが主導する成長が要されており、拡大再生産のための投資やビジネス環境整備のための制度改革が重要となっている。

民間セクター開発と並行して、タンザニアでは適切な公共財政管理が安定的な発展のために重要な役割を担っていると認識されている。社会資本の蓄積と人的資本の開発が中長期的な経済成長のための不可欠な要素であり、インフラストラクチャーの整備や公共サービスデリバリーの改善が強く望まれているが、脆弱な公共財政管理に起因する不適切な現金管理やコミットメントコントロール等の問題によって政府支出の遅延や未払い金等の問題が頻繁に起こり、社会資本の蓄積と人的資本の開発を妨げている。これらの問題を解決するためには、適切な制度的仕組みの構築と政府職員のキャパシティデベロップメントにより、タンザニア政府の公共財政管理能力を強化することが不可欠である。JICA を含む多くの開発パートナーにおいて、タンザニアの公共財政管理能力を強化することが重要であるとの共通の問題意識が持たれており、個別のプロジェクト支援の他にバスケットファンドによる財政支援や世界銀行による開発政策借款などが行われている。

援助協調が進んでいるタンザニアでは、我が国をはじめ、EU、世界銀行、英国（DFID）、アフリカ開発銀行、デンマーク（DANIDA）等のドナーが、開発パートナーグループ（Development Partner Group: DPG）を形成し、ドナー間で情報共有を行うとともに、タンザニア政府の各セクターの課題に対する提言や支援を行っている。DPG は全体及びセクター別に設置され、タンザニア政府との各種会合を通じて定期的な政策対話に取り組んでいる。特に、援助効率向上と政府のオーナーシップ強化の観点から、中核となる援助モダリティとして財政支援が導入されており、一般財政支援 DPG による財政支援年次レビューは最もハイレベルな政府・ドナー間協議の場のひとつとして機能している。また、世銀や IMF は、Public Expenditure Review や Policy Support Instrument 等を通じて債務管理に必要な体制・制度構築を支援し、財政支援の健全な運営を後押ししている。

JICA は、タンザニアを支援するために様々なプロジェクトと財政支援を行ってきた。特に、財政支援では、2006 年度の第 4 次貧困削減支援借款（The Forth Poverty Reduction Support Credit: PRSC4）から世界銀行との協調融資で一般財政支援に参画するとともに、「援助協調を通じた政策支援支援専門家（運輸・交通セクター）」を 2012 年 5 月~2016 年 3 月の約 4 年間派遣し、主に運輸・交通セクターの政策対話や道路部門の政府支出の遅延や未払い金等の問題への対処を進めて

きた。2014年度に PRSC シリーズが終了して以降、民間セクター分野の開発政策借款「雇用のためのビジネス環境開発政策オペレーション」を世界銀行との協調融資により実施している。さらに、品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業支援や物流促進の観点から通関手続き能力強化及びワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）導入の技術協カプロジェクト等を実施しており、上記開発政策借款の政策達成を相互補完するような協力を展開している。また、公共財政管理分野では、内部監査や財務行政についての技術協カを実施し財政支援を補完している。

今後、増大する開発ニーズの中で、現地 ODA タスクフォースの携わる民間セクター開発をより戦略的に支援するためには、上述の開発政策借款を軸に、より幅広い横断的な視点からタンザニア政府や DPG の動向を分析し、政府との効果的な政策対話や他ドナーとの協調のもと円借款事業の実施促進や案件形成支援、財政支援の効果を最大化することが必要とされており、今般このための専門家を派遣するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、在タンザニア日本大使館・JICA タンザニア事務所と密接な協議・連携を行いつつ、「雇用のためのビジネス環境開発オペレーション」の実施促進や民間セクター分野の新規円借款の案件形成を支援する。また、民間セクター分野の支援を戦略的に支援するために、援助協調や財政支援の現状について情報収集・分析を行う。具体的担当事項は次の通り。

### (1) 国内準備期間（2016年5月中旬）

- ア 既存資料の収集と現状の整理・分析を行う。
- イ タンザニアの民間セクター開発、公共財政管理、財政支援の課題、他の開発パートナーの動向を踏まえ、業務実施計画書（和文）を作成する。
- ウ 上記イで作成した業務実施計画書（和文）について、JICA アフリカ部や関係省庁と協議を行い、現地派遣期間中の業務実施方針等について確認する。

### (2) 第1次現地派遣期間（2016年5月下旬～7月中旬）

- ア 現地作業開始時に JICA タンザニア事務所に事業実施計画書（和文）を提出し、事業計画の確認を行う。
- イ 世界銀行との協調融資である「雇用のためのビジネス環境開発オペレーション」に関して、第1年次案件（2016年3月E/N調印済）のフォローアップと第2年次案件の形成を支援する。
  - (ア) 第1年次案件の政策マトリクスの成果や課題について、世界銀行、タンザニア政府及び主要開発パートナーとの意見交換を通じて把握する。
  - (イ) 上記(ア)や、タンザニアにおけるビジネス環境にかかる情報収集を踏まえ、第2年次案件の効果的な実施等に向けた分析を行い、政策マトリクスやその達成度を図る成果指標（Outcome Indicator）を策定する。
  - (ウ) 世界銀行と合同で実施する案件のF/F、審査ミッションに参加し、案件の承諾に向けて世界銀行とともにタンザニア政府と協議を行う。
  - (エ) 上記を(ア)～(ウ)の活動を通じて得られた知見を活用して、民間セクター分野の新規円借款案件形成について、政策面から必要なアドバイスを行う。
- ウ タンザニア FYDP II 策定に向け、以下(ア)～(エ)の活動を通して支援を行う。
  - (ア) タンザニア政府、主要開発パートナー及び民間セクター関係者等と意見交換を行い、FYDP II 策定に向けた課題を分析しまとめる。
  - (イ) ドナーとタンザニア政府共同で開催予定のワークショップに出席し、(ア)を踏まえ意見交換を行い、今後の検討課題をとりまとめる。
  - (ウ) FYDP II のドラフトに対するコメントの作成を支援する。
  - (エ) 完成したタンザニア FYDP II を踏まえ、JICA 事業への影響や留意すべき点に関する分析を行い、現地 ODA タスクフォースへの提言としてとりまとめる。
- エ タンザニアの援助協調や財政支援を取り巻く現状について、以下の情報収集及び分析を行

- う。
- (7) 現地 ODA タスクフォースが携わっている民間セクター開発、公共財政管理に関し、以下の a. ~b. の活動を通じて情報収集・分析を行う。
    - a. 開発パートナー及びタンザニア政府が主催する各種会合に出席し、情報収集及び課題の抽出を行う。
    - b. 抽出された課題に対する開発パートナー及び政府関係者との意見交換を行う。
  - (イ) タンザニアにおけるドナー間政策対話の中心に位置する主要 DPG (DPG main) 会合（毎月1回）及び一般財政支援 DPG 会合（毎月1回）に出席し、以下 a. ~b. の活動を行う。
    - a. タンザニア政府のマクロ経済・開発政策、及び他ドナーの支援方針に係る情報を収集する。
    - b. 各会合での他開発パートナーとの意見交換を通じて検討課題を分析し、とりまとめる。
  - (ウ) タンザニア政府の前年度（2015/2016）の予算執行と今年度（2016/2017）の予算編成について分析し、世銀や IMF をはじめ DPG と議論しつつ、政府の予算運営について現状と課題を把握する。また、タンザニアでは、運輸部門、エネルギー部門、年金において、予算不足から契約に対する支払いに遅延が生じ、それが延滞金となり政府の財政状況に悪影響を及ぼしているため、今年度予算におけるタンザニア政府の対応状況について確認する。
  - (エ) 上記(7)～(ウ)の活動を通じて得られた情報や動向を踏まえ、援助協調や財政支援について課題について整理を行い、援助協調や財政支援について現地 ODA タスクフォースの関わり方やわが国支援の方向性についての提言としてとりまとめる。
- オ 現地業務結果報告書（和文、英文）を作成し、JICAタンザニア事務所に提出・説明する。
- (3) 国内作業期間（7月下旬～9月中旬）
    - ア JICA アフリカ部に対し現地業務結果報告書（和文、英文）の説明を行う。
    - イ 前回派遣を踏まえ、JICA アフリカ部と第2次派遣期間の業務内容の確認を行う。
  - (4) 第2現地派遣期間（9月下旬～11月下旬）
    - ア 第2次現地業務の開始にあたり、JICAタンザニア事務所と第2次派遣期間の業務内容の確認を行う。
    - イ 第1次現地業務の課題も踏まえ、上記（2）イ～エの業務を継続して行う。エに関しては、特に年に1回開催される財政支援年次レビュー会合（10月予定）に開催されるため、これに関して重点的に情報収集を行う。
    - ウ 現地業務結果報告書（和文、英文）を作成し、JICAタンザニア事務所に提出・説明する。
  - (5) 国内作業期間（12月上旬～1月中旬）
    - ア JICA アフリカ部に対し現地業務結果報告書（和文、英文）の説明を行う。
    - イ 前回派遣を踏まえ、JICA アフリカ部と第3次派遣期間の業務内容の確認を行う。
  - (6) 第3次現地派遣期間（1月下旬～3月上旬）
    - ア 第3次現地業務の開始にあたり、JICAタンザニア事務所と第3次派遣期間の業務内容の確認を行う。
    - イ 第1、2次現地業務の課題も踏まえ、上記（2）イ～エの業務を継続して行う。
    - ウ これまでの活動を通じて得られた知見から、二国間政策対話やTICADを含むタンザニア及びアフリカ地域におけるわが国の支援の方向性について提言をとりまとめる。
    - エ 現地業務結果報告書（和文、英文）を作成し、JICAタンザニア事務所に提出・説明する。
  - (7) 帰国後整理期間（2017年3月中旬）
    - ア 専門家業務完了報告書（和文）を作成する。
    - イ JICA 主催の報告会に参加し、業務の最終報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書（全体）  
和文2部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所）
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣次）  
和文2部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所）、英文5部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所、タンザニア政府関係機関）  
（収集資料の分析、当該セクターにおける援助動向、支援の方向性の検討等をまとめる。）
- (3) 専門家業務完了報告書  
和文2部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ⇒日本、もしくは、日本⇒ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドーハ⇒日本を標準としますので、季節変動を踏まえ、より経済的、効率的な航路としてください。
- (2) 直接人件費  
直接人件費は、2016年度単価を上限とします。  
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年5月28日～7月16日、9月24日～11月27日、2017年1月28日～3月3日を予定していますが、前後の日程調整はある程度まで可能です。

#### ② 現地での業務体制

本業務では、現地JICA事務所、日本大使館と密接な協議・連携のもと指定の業務内容に従い活動を行います。

#### ③ 便宜供与内容

便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舍手配

あり

##### ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む）

##### エ) 通訳備上

なし

##### オ) 現地日程のアレンジ

先方政府、現地JICA事務所と協議の上、決定します。

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
- ア タンザニア財務計画省及びバスケットファンドドナーによる公共財政管理改革  
[http://www.mof.go.tz/index.php?option=com\\_content&view=article&id=564&Itemid=956](http://www.mof.go.tz/index.php?option=com_content&view=article&id=564&Itemid=956)
  - イ 民間セクター開発に関わる世界銀行との協調融資である開発政策借款(Tanzania Business Environment and Competitiveness for Jobs DPO)  
<http://www.worldbank.org/projects/P150009?lang=en>
  - ウ 運輸省関連政策  
<http://www.mot.go.tz/index.php/publications/category/policies/>
- ② 本業務に関する以下の資料が必要な場合は、JICAアフリカ部アフリカ第二課（03-5226-8275）にお問い合わせください。
- ア 過去の専門家報告書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② タンザニア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上